

バイ^{エル}ン王国租税法 卷之一

地稅之部
家稅之部
免稅之部

2991



114
A1819



地稅之法

第一

巴華厘亞王國租稅ノ法

千八百六十三年
日本二千五百二十三年即文久二年

目錄

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

第一 地稅ノ法

千八百二十八年八月十五日ノ定
日本二千四百八十八年即文政十三年

第二 家稅ノ法

千八百二十八年八月十五日ノ定
同前

第三 免稅ノ法

千八百三十四年七月一日ノ定
日本二千四百九十四年即天保四年

第四 アイヌコメン 稅ノ法

人民所得ノ利益ヨリ收ル稅
千八百五十六年五月三十一日ノ定
日本二千五百十六年即安政二年

第五 カピタルレンテン 稅ノ法

元金利息稅法
千八百五十六年五月三十一日ノ定
同前

第六 高工稅ノ法

千八百五十六年七月一日ノ定
同前

第一地稅ノ法

千八百二十八年八月十五日ノ定
日本二千四百八十八年即文政十年

全國諸稅ノ法從來各地區々ノ制限ニシテ
其規則一定ナラザルヨリ人民種々ノ苦情
アルヲ以テ此度朕之ヲ參議ニ謀リ而シテ
議院同意ノ上ニ於テ更ニ稅法ノ規則ヲ決
定スルヲ左ノ如シ

第一章

地稅ノ大體

第一條

千八百十一年三月十三日親裁シタル永久

地税法ハ漸次ニ此規則ヲ以テ全國一般ニ施行スベシ

第二條

地稅ハ地面ヨリ直ニ政府工收マシ稅ナリ

第三條

地稅ノ定規一旦之ヲ定メタル上ハ若シ地
形ノ變易スルナアルニ非レハ其稅ノ定規
ヲ増減スルナカルベシ

第四條

トミニカール^{地頭}ノ高或ハ作物十分一ノ高

年々地主ヨリ其地頭へ收ムルナレハ其

地頭ト地主トニ分テ稅ヲ賦スヘシ譬ハ作物

高^{地頭}積^{地内}五^十田^ハ取^ル所^ニ是^テ五^十田^ノ收^入

百分^一五^十田^ノ收^入ハ其^地主^ノ所^得ノ^内ヨ^リ收^入

分^ノ一^七十^ノ政^府ニ

但分賦ノ法ハ其地面ヨリ生スル各所得

ノ高ヲ以テ之ヲ定ムベシ

地主ヨリ地頭へ收ム可キ分ヲ引去リ政

府へ收ムル分ノ稅ヲル^スチ^カル^ル稅ト

云^即稅^也百^地頭^ヨリ^政府^へ收^ムル^分ノ^稅

ラドミニカール税ト云即チ地頭作物十
分一ヲ取ル地頭ヨリ政府へ收ムル分ノ
税ヲツエンテ一ニ税ト云フ即チ十分一
ル地頭ノ
ライン川郡ニ於テハ其高ハ地主ヨリ地
頭へ收ムト雖モ税ハ其土地ノ法ニ隨ヒ
テ地主ヨリ直ニ政府へ收ム此ノ故ニ右
高ノ内五分ノ一ヲ引去リ地主ノ税ニ補
フモノナリ

第五條

地稅ヲ積ルニハ先ツ地面ノ廣狹土質ノ善
惡ヲ定メ其ニ年々穀物平准ノ産出高ヲ平
均シテ之ヲ積ルベシ渾テ作物ハ本作ヲ以
テ之ヲ積ル即チ左ノ如シ

イ 畑ハ穀物平年ノ産出高ヲ平均シテ
此内ヨリ種ヲ引去リテ之ヲ積ルル葉
作主ノ所此穀物ヲ刈ル後ニ於テ雜
種ノ作物アルハ積ノ内ニ加フベカ
ラス

ロ 牧野ハ秣ノ平均ヲ以テ積ルヘシ

ハ 山ハ伐木ノ規則ニヨリ伐り上リ高
ヲ以テ積ルヘシ此ノ外山ニ就テ所
得ノ利益アルハ積リノ内ニ加フベ
カラス
ニ 其他ノ地所ハ凡ソ右三種ノ地ニ照
準シテ其稅ヲ積ルベシ

第六條

ドミニカール^ル地頭稅ヲ積ルニハ年々地頭ノ
取立高ヲ以テ積リ十分一ヲ取ル地頭ノ稅
ヲ積ルニハ年々作物ノ取立高ヲ以テ之ヲ

積ルベシ

但左ノ第九條ニ掲ケタル雜種ノ作物ハ
此ノ積ノ内ニ加フベカラス外カト
ル^稅帳ノ内ヘ入ルベシ
免稅ノ節モドミニカール^ル稅或ハ十分一
ノ稅ヲ收ムル地頭ト地主トノ間ニ於テ
更ニ別アルナシ

第七條

地面ノ廣狹ハ測量ノ法ヲ以テ積リ^ル地面ノ
善惡ハ凡ソ一郡中或ハ一村中ニ於テ先ツ

摹範トナルベキ地面ヲ撰ビ此模範地ヲ以テ他ノ地面ト比較シ而テ其地面ノ善惡ヲ定メ其段ヲ分ツベシ

第八條

トミニカール^{地頭}ノ高并ニ十分一ノ高其外地面ヨリ生スル利益ノ高ヲ積ル時ハ地券改メ并ニ其地頭ヨリ稟告スル庶書ヲ以テ之ヲ調査シテ其積リヲ為スベシ

第九條

第六條第八條ノ規則ニ隨^テ其高^ヲ積^ルル^キ

ハ左ノ箇條ノ通り其取立高^ヲ以テ之ヲ積

ル^キ外^カタ^スト^ル帳^ノ内^ニ入^ルヘ^シ

イ 野菜ノ十分一本作ノ穀物ヲ收護ス

ル後ニ於テ作りタル雜作物并小作

物ノ十分一

但シ此品種^ルス^キカ^{ール}税^ニ加

ル^テアレハ積^ノ内^ニ入^ルヘ^{カラ}

ス

口 血ノ十分一 獸肉ノ十分一ヲ云フ

ハ 漁獵ノ権理

ニ 殺生ノ権理

但地主ニテ若シ野菜并ニ雜作物
地頭ノ課税ノ上ニ水田ノ
小作物ノ十分一^年收メザル可キ
相對^ト以テ定^一メタル上^{之ヲ償却シ}於テ已
レノ地所ト合併セハ地頭ノ税ヨ
リ之ヲ欠減スヘシ

バイラン國ニ於テハ封建以來地
主ヨリ地頭或ハ社寺八年貢ノ外
年々收ムルモノアリ即チ上件イ
ロハニ印ノ箇條ニ掲タル事柄コ

レナリ第四ヶ條ノ如ク地頭ト地
主トニ税ヲ分賦スル上地頭ニテ
年々他ノ利益アル^一ノ積リヲ為
サスンバアルベカラス此故ニ第
九條ノ規則ヲ定ムル所以ナリ尤
モ相對ヲ以テ地主ヨリ一時ニ其
元金ヲ地頭へ償フ後ハ地頭ノ税
ヨリ之ヲ可欠減ノ法アルヲ以テ
ニ印ノ次ニ但シ書ノ條ヲ設クル
モノナリ

第二章

測量ノ大体

第十條

測量ノ大体ハゲリゴノメテリ三角ノ測量ヲ以テ定メタル三角ナリ其三角ハ第一ト第二ノ位アリ其次ニ三等ノ三角ハゲウメートリ測量ヲ以テ定マル又此次ニ細カナル測量ニ掛リテ之ヲ四角ニスルアリメ
 ーリヂヤトンニ線荒ニベルベンゲケル度ハ
 ンセンノ名都ノ櫓ヨリ之ヲ引ク此度數

ノ間八千尺ナリ此ノ測量ヲ以テ全國一般
 網ノ如ク四角ニ分ツ一ノ角ハ千六百尺ク
 ベルクナリ一尺九寸余ハ我四十丈

第十一條

バイランノ一尺ハハ三ニナリハヲ五千ニ分
 割シテゲウメートリノ測量ニ用ユル尺ト
 ナル此ゲウメートリノ點位ヲ定マルトキ
 同シ寸法ヲ用ユ然レモ町宿村ヲ測量スル
 トキ此寸法ヲ以テ狭少ナル時ハカタスト
 ル帳本局ニ於テ其都合ニヨリ之ヲ二千五

百ニ分割シテ測量スルトモ敢テ差支ナカ
ルヘシ渾テ測量ハ「ホ」リソシ「タ」ール「ブ」ロ
ゼクシヨシ地平ヲ用エルヲ法トス

第十二條

測量ノ為ニ建テタル目標ハ「カ」タストル帳
本局ニテ測量ノ為メ有用ト思惟スル間必
ス村方ニ於テ之ヲ保守スベシ若シ此目標
ヲ瑕付ケルモノアリテ其犯人探知セサル
間ハ村方其責ニ任スベシ

第十三條

測量ノ為メニ建テタル目標ヲ蹶倒スルカ
或ハ之ヲ碎毀スルカ或ハ他ノ場所へ棄失
スルモノアレハ其科料トシテ一「グ」ル「テ」ニ
日本四十ヨリ二十「グ」ル「テ」ニ迄ヲ出スベシ
若シ刑律ノ上ニ於テ其科重クナルハ即
チ刑律ニ随テ處置スベシ此外右ニ付タル
損失并ニ之ヲ調製スベク費用ヲ償ハシム
ヘシ

第十四條

右ニケ條ノ趣ハ測量ノ目標ヲ建ツル前ニ

於テ必ス其村方へ三度迄之ヲ告知スベシ
第十五條

測量ノ費用ハ一切官ヨリ之ヲ支給スベシ

第十六條

測量ノ時ハ地主ヨリ其地所ノ經界ニ於テ
四方ニ標杭ヲ建テ此標杭ノ片面ニ家ノ番
号ヲ記スベシ尤右ニ就タル費用ハ官費ニ
立ツベカラス

測量ノ為^有ノ用^有ルト思惟スルノ間ハ必ス
此ノ標杭ヲ除却スベカラス若シ亡失スル

トアレハ更ニ地主ニ於テ之ヲ再建スヘシ
若シ地主ニ於テ其標杭ヲ再建スルトテ情
ルトキハ夫レヨリ生スル損失ハ村方之ヲ
償ノ責ニ任ス

測量ノ時ハ其村方ニ於テ地所ノ經界等無
テ熟知之者ヲ撰擧シテ案内人ニ供スヘシ
尤此案内人ヲシテ測量ノ手傳ヲオサシム
ベカラス

第十七條

地所經界ノ外持地ノ村經界毎ニ標杭ヲ建

テ村方ノモノヨリ測量人へ其經界ヲ指示
スヘシ

第十八條

稅ヲ取立ル為メニ區々ヲ分チ一區毎ニ繪
圖ヲ製シ區中ノ村境并村持ノ地所其他各
自持地ノ經界ヲ詳ニ記録シテ其繪圖ニ記
シタル地所ノ番号或ハ地主ノ番号其外ノ
番号等ヲ付スベシ

第十九條

此繪圖ハ二枚宛村方へ相渡シ一ハカタク

トル帳稅本局ノ証印ヲ以テ村方ノ記録所へ
納メ置キ一ハ地形其外變易スル毎ニ之ヲ
書キ改ムル為メノ用ニ供スヘシ

第二十條

測量ノ方法ニ就テ政府ヨリ追々命令スル
トアリ此ノ命令ハ政府ノ新聞ヲ以テ之ヲ
布告スルモノナリ

第三章

地面ノ善惡ヲ積ルト是ニ段ヲ定ムル

第二十一條

地面ノ産出高ハ每地ニ就テ積リヲ為スニ
非ス其模範トナルベキ地面ノ産出高ノミ
ヲ以テ之ヲ積ルベシ此模範トナル地面ハ
格外ノ沃地ニ非ス又格外ノ瘠地ニ非ス其
間ニ於テ平准ナル地面ヲ撰テ之ヲ定ムヘ
シ

第二十二條

此模範地ノ産出高ヲ積ルニハ格外豊作ノ
時ヲ不見又格外凶作ノ時ヲ不見平年ノ産
出高ヲ以テ之ヲ積ルベシ

第二十三條

此産出高ヲ細密ニ積ル時ハ此次ニ掲載シ
タルイロハ印ノ方法ヲ以テスベシ

イ 地所ノ持主或ハ地所ノ借主或ハ地
所ノ後見人ニ於テハ誓詞ノ上其積
リ書ヲ出スヘシ

ロ 地面ノ善惡ヲ精味シ其ニ其場所ト
土地ノ氣候トヲ斟酌シテ之ヲ積ル
ベシ

ハ 政府ヨリ此ノ積リ人ヲ撰擧シ詳ニ

之ヲ検査シテ其産出高ヲ積ルヘシ
第二十四條

イ印持主借主後見人ハ産出高ノ平均ヲ積
リ申出^告スヘシ若シ當人其積リヲ為ス^テラ
断^辞スルト雖此法ニ隨テ之ヲ許スベカラス

ハ印撰舉人ノ積リ方ハ一^クターグ^クエ^ルク^ク
ツ、ヲ以テ之ヲ積ルベシ

一ターグエルクハ一ターグ
ノ四角ノ尺四万ヲ合セテ一ター
グエルクトス、一ターグ一尺ハ佛ノ尺トル
ノローハ三三三トナル
我カ四十丈三尺九寸余ナリ

第二十五條

イ印持主借主後見人ノ積リトハ印撰舉人

ノ積リトニ因テ一^クターグ^クエ^ルク^ク麥一^ク

一ツエ^ルノ四分一ヨリ多分ノ差違アル時

ハ其地面ヲ以テ摸範地トナスベカラス

ハ一ツエ^ルニテ一セ^ルエ^ルトナル一セ^ルエ^ル
ニハ佛ノ尺トリトル四一四七三トナ
ル我カ壹石或ナリ

ニ并合セタ余ナリ此摸範トナルベキ地面ノ

調書六週間ハ村方役所ニ於テ之ヲ揭示ス

此六週間ニ異見ノ人ハ其旨ヲ村方役所ヘ

申出^告スヘシ若シ果シテ異見ヲ申出^告スル人

アレハ其申口ヲ以テハ印ノ撰舉人再ビ之

ヲ調へ而シテ最前ノ調ト愈相違ナキ時ニ

於テハ必ス之ヲ摸範地ト定ムベシ故ニ此
摸範トナルヘキ地面ノ標杭右六週間ハ之
ヲ除却スヘカラス若シ此標杭ヲ亡失スル
等ノ事アレハ村方其責ニ任スベシ

第二十六條

地面ノ產出高ヲ段々ニ分ツ渾テ一タীগ
ルエルクノ地面ヨリ生スル高ヲ以テ基本
トス若シ畑ナラハ麥或ハ他ノ穀物產出高
ノ内此種ヲ引去リテ一セフエルハ分一ノ
產出高ヲ一段トス八分二ノ產出高ヲ又一

段トス以上之ニ准シテ段ヲ定ム若シ野ナ
ラハ秣ノ產出高一タীগルエルクニテ一セ
ント子一ルト其三分二トノ高麥ノセフ
エルハ分一ニ當ルヲ以テ右ニ准シテ其
段ヲ定ム麥一セフルエルハ分一ハ秣ノ
一セルント子ル
一四ノト子ルハ我十三世夏
二百九十三及六余ナリト其三分二トノ
高ニ相當スト雖此ノ積リヲナス人ニ於
テハ秣ノ善惡ヲ斟酌シテ之ヲ定ムベシ若
シ山ナラハ其地主ト他ノ熟知人トノ積ニ
ヨリ又其土地ノ法ニ隨テ麥一セフエルハ

分ノ一ニ相當スル立木ノ高ヲ以テ右ニ准
シテ段ヲ定ムベシ

第二十七條

産出高ヲ積ル為メニ全國一般地面ノ作り
方ヲハロタチヨシ交リニスルヲアリ此故
ニ三年目毎ニ一年ヲ休地トスヘシ

第二十八條

穀物ヲ金ニ直ス時ハ國中一般左ノ永久法
ヲ以テ之ヲ定ムベシ

ハ「コルグ」ルデシニニテ麥一セフエルハ「グ」ルデシハ即日
奉三四二十錢

ハ「ロイツグ」ルデシニニテ麥一セフエルト其三分ニ

ハ「コルグ」ルデシニニテ小麥一セフエルト其三分

一

ハ「カラスグ」ルデシニニテ燕麥ニセフエル

第二十九條

アルペーレンノ山地頭持ニ牧畜スルトキハ其

畜獸ノ種類ト其数トヲ點檢シテ一ケ年食

餌トナル草ノ高ヲ積放リ野地相當ノ段ニ入

ルヘシ

第三十條

右数ヶ條ノ通り摸範ノ地面既ニ定マル上
ハ國中一般ノ地面渾テ此摸範地ト比較シ
テ畑野山ノ三種ニ分チ其^上地面ノ善惡ト場
所ノ氣候トヲ斟酌シテ産出高ヲ定ム畑牧
野山ノ外他ノ地面モ其段ニ隨ヒ稅ヲ積ル
為メニ此三種中相當ノ段ニ入テ産出高ヲ
積ルベシ

第三十一條

廣^表曠^表キカ^表遠^表地面ハ必ス一度ニ積ルベカラス
若シ廣遠^表ノ地面アレハ之ヲ数ヶ所ニ分チ

其毎ヶ所ニ於テ檢査ノ上大概其地位同シ
キ^片均シク三種中相當ノ段ニ入レテ之ヲ
積ルヘシ

第三十二條

庭或ハ遊園或ハ菜園或ハ花園或ハホー
ヘン^カラ^草ニハテ作ル所ハ渾テ其^上地面ノ善惡
ヲ檢査シテ畑地相當ノ段ニ入レ若シ此ノ
地面麥産出セザレバ牧野地ノ上段ニ入ル
ベシ葡萄ヲ作ル所モ又畑地ニ入ル尤モ此
積リ方ハ葡萄酒ヲ作^積スル^積熟知ノモノ是ニ其

作主ヲシテ最寄ノ畑地ト比較ヲトリ鑑定
ヲナサシムベシ

屋敷地ノ内ニ於テ木ヲ植ヘ林トナスカ或
ハ獸類ヲ牧畜スル為メニ山トナシ置時ハ
其周圍柵ノ有無ニ不拘庭地ニ積ラスシテ
山地ニ積ルベシ若シ木ヲ植ヘザル時ハ畑
牧野地又ハ葡萄ヲ作ル地所ニ積ルベシ

第三十三條

原野ハ其場所ト形況トニ隨テ畑地又ハ牧
野地相當ノ段ニ入ルベシ尤其地面ヨリ

生スル所ノ利益僅少ナレバ廢地トス小山
ハ熟知人ノ鑑定ニヨリテ將來利益アル見
込ナケレハ同様廢地トナスベシ

第三十四條

砂礫赤土瓦土砂泥炭石或ハ鑛礦ヲ鑿ル為
メニ瘠地トナレハ牧野地相當ノ段ニ入ル
ヘシ池若シ魚類ヲ畜養シテ利益アルハ年
々魚ノ上り高ヲ積リ其内ヨリ魚類ノ種ヲ
遺シ置キ他ノ地所ト比較シ池若シ淺クシ
テ水ヲ抜クコトアリ又ハ乾キ易キ水溜リノ

所ハ其地面ノ善惡ニ隨ヒ渾テ三種中相當ノ段ニ入テ之ヲ積ルヘシ

第三十五條

住家并ニ厩其他ノ小屋及ヒ中庭ノ地面ハ渾テ牧野地ノ上段ニ入レ家側ノ餘地或ハ建築所ノ明キ地ハ牧野地ノ中ト下トノ段ニ入レテ之ヲ積ルヘシ

第三十六條

街道道路原墓地岩荒地或ハ乾沼若シ此ノ乾沼ニ於テ草毛生セス又獸類ノ食餌トナ

ル^ルノ^キク^キ而シテ第三十三條第三十四條ニ加ル^ル^キアラス或ハ礦山坑底ノ地所ハ渾テ右三種ノ段中ニ入ル^ルベカラス^ル
年四月十一日ノ法ヲ以テ臺場其外陸軍ノタテモノモ又同断ナリ

第三十七條

地面ノ善惡ヲ積ル為メニ全國中ヲ數區ニ分ツ其區ノ廣狹ハ追テ政府ヨリ之ヲ定ムベシ

第三十八條

每區ニ就テ各積リ人アリ此積リ人ハ必ス

其土地ニ住居シテ農業ニ精シキ^其獨立ノモ
ノヲ其村方ヨリ人撰シテ之ヲ出スヘシ而
シテ其土地内政官ノ差圖ニ隨テ此内二十
四人ヲ撰擧ス又測量官ニ於テ右二十四人
ノ内入用ノ人ヲ撰擧スベシ

此ノ積リ人ニ撰擧セラレタル時若シ其職
ヲ辭スルモノハ^{審判法}第十章第四十四條ノ^旨以テ
第四十五條ヨリ第四十七條迄ノ規則
ニ照準シテ之ヲ辭スベシ

第三十九條

政府ヨリ一區中ニテ積リ人ノ頭取ヲ一人
撰擧スヘシ此ノ頭取人ハ其土地住居ノモ
ノニ非レハ撰擧スベカラス尤モ數區ヲ兼
勤スル時ハ妨ケナシトス此ノ時ニ當リテ
ハ前以テ其誓詞ヲナサシムヘシ而シテ一
區中ノ地面積リ濟リ上隣區ニ赴ク時ハ隣
區ニ於テ必ス前誓詞ノ事ヲ促カスベシ
一區ノ境ニハ必ス摸範トナル地面ヲ備ヘ
置キ其他所々ニ於テモ積リノ為メ或ハ詐
ノ為メニ摸範地ヲ撰ビ置クベシ

第四十條

此ノ境ニ備フル摸範地ハ一區ノ為メニス
ルニ非ス兩區ノ為メニスルモノナレハ必
ス兩區ノ積リ人同意ノ上ニアラザレハ決
シテ之ヲ定ムベカラス此ノ摸範トナル地
面ヲ積ル時ハ其境ニ近キ地面ヲ先キニシ
テ其遠キヲ後ニスベシ

第四十一條

此ノ摸範ノ地面ヲ定ムル時ハ政府ヨリ委
任人ヲ出シテコレニ測量人ヲ從屬セシム

其測量人ハ委任人ノ差圖ニ隨テ渾テ事ヲ
行フベシ

第四十二條

摸範トナル地面ヲ撰ビ或ハ其産出高ヲ積
ル時ハ土地内政ノ長官之ニ出會スベシ若
シ長官事故アレハ次官ニ委任シテ名代ヲ
勤メシムベシ

第四十三條

摸範ノ地面ヲ定ムル時ハ其地主ト積リ人
トノ談判ニテ積リタル覺書ヲ以テ詳カニ

其仕様書ヲ製シ其寫一通ヲ内政官ニ納メ
一通ヲ村方ヘ備ヘ置クベシ此覺ヘ書仕様書トシ
ハ委任人并ニ頭取人及ビ積リ人測量人ノ
姓名ヲ認メ内政ノ長官之レニ証據ノ印ヲ
捺シテ記録所ニ納ムヘシ

第四十四條

地面ノ段ヲ付スル片ハ頭取人ノ差圖ニ隨
テ先ツ區境ノ摸範トナル地面ヲ先ニス此
時ハ兩區ノ積リ人必ス之レニ出會シ其積
リ人ノ多キヲ以テ段ヲ付スベシ若シ兩區

ノ積リ人同數ナレバ第三十八條ニ見エ撰ビ人ノ内

一人ヲ出シテ之ヲ積リ而シテ後キ之ヲ定

ムシ若シ又積リ人ノ内其所ニ於テ已レノ地

面アレハ之ヲ評議スル權アリト雖モ之ヲ

決議スル權ナカルベシ一區ノ積リ人ハ其

都合ニヨリ區中ヲ小分區シテ一時ニ積ル

トモ妨ケナシトス尤頭取人ハ其差配ヲナ

スヘシ此ノ小分區ノ境ハ兩小分區ヨリ出

會シ大區ノ境ナレハ兩大區ヨリ出會シテ

後キ之ヲ積ルベシ

第四十五條

頭取ハ評議スルノ權ナシト虽巴レツ見込
ト積リ人ノ見込ト異ナルヲアレハ覺ヘ書
キヲ以テ之ヲ出スベキ權アリ尤第九十條
ニ掲ケタル如ク積リ人不條理ノ事アレハ
必ス其次第ヲ上申スルノ權ヲ有ス

第四十六條

渾テノ積リ人ハ勤務中一日一人ニ三ツル
テシノ手當ヲ官ヨリ遣スベシ

第四章

同ミニカトル地頭^地ニテ^高也^{夫役ノ當リ}
其外所得ノ高ヲ積ル事

第四十七條

トミニカトル地頭^地ニテ^高也^{ト云モノハ地}
面ヲ貸渡シタル為メニ其^地所得ヨリ金或ハ
品物ヲ以テ年々又ハ時々地頭ニ於テ其地
主ヨリ之ヲ收入スルモノナリ

第四十八條

渾テ地面ヨリ生スル地頭ノ高ハ其名異ナ
ルト雖モ悉クトミニカトル地頭^地ニテ^高也

モノハ是又其例ノ近キ金高二十分ノ一
ヲ年々地頭ノ收入高トシテ之ヲ積ルヘ
シ

第五十一條

渾テ穀物ヲ以テ地主ヨリ地頭ヘ收入スル
モノハ第二十八條ニ照準シテ之ヲ積ルヘ
シ其他産物ヲ以テ收入スルモノハ其土地
ノ例ニ隨テ之ヲ金ニ直シ若シ其例ナケレ
ハ左ノ割合ヲ以テ之ヲ積ルベシ
小牛 一疋 四「ガル」テシ

小羊 一疋 三十六「ク」ライツル六十クライツルハ一ゲ
ルテニトナル

鶯 一疋 三十六「ク」ライツル

家鴨 一疋 二十「ク」ライツル

鶏 一疋 十「ク」ライツル

卵 一個 半「ク」ライツル

牛脂 一斤 二十「ク」ライツル

乾酪 一斤 四「ク」ライツル

川海老百個 各二十四「ク」ライツル

貝 同 各二十四「ク」ライツル

若シ此ノケ條ニ掲ケザル品物アレハ

右ノ^品物ト比較シテ之ヲ積ルベシ

第五十二條

夫役ノ積リ方若シ馬車ナラハ其勤メタル日数ヲ以テ之ヲ積リ人ナルモ又然リ此ノ夫役ノ當リハ其土地ノ例ヲ以テシ若シ其例ナケレハ其區中ノ例ヲ十ヶ年平均シテ之ヲ積ルベシ

但夫役ヲ勤ムル時若シ其地頭ヨリ恩賜ノ^下アレハ其當リヲ引去ルベシ

第五十三條

若シ^トカール^ル地頭^レシテ^也或ハ十分

一ノ作物ノ高ノ内分割シテ他人へ收ムル^トアレハ其割合ニ隨ヒ之ヲ區別シテ積

ル^トアレハ其分ヲ引去テ積リヲナスベシ^シ

シ

第五十四條

引去ルベカラザルモノアリ即チ左ノ如シ相對ノ條約ヲ以テ他人ヲ使役シ之^レニ給與スルモノ即チ給金養老銀遣ヒ賃施

物價金人足賃ナリ

第五十五條

工業ヲ營ムモノヨリ其所得ヲ以テ收入ス
ル^ドミニカ^ルル^地ノ^レン^テ也^高ト雖モ他
ノ^ドミニカ^ルル^ノ高ト其積リ方異ナル^ナ
ナシ

第五十六條

木ヲ以テ高トスル^片此ノ木ヲ金ニ直ス節
ハ其區ニ於テ定マリタル割合ヲ以テ之ヲ
積ルヘシ

第五十七條

若シ地頭ノ權ヲ以テ無入費^テアル^ベシ
ノ^山地^主持^リニ牛ヲ牧畜スル^片ハ其所得
トナルヘキ費用ノ當リハ第二十九條ニ照
準シテ之ヲ積ルヘシ

第五十八條

小作物^花ニ血ノ十分一ノ高ハ之ヲ取ルモ
ノト出スモノトノ稟^告ヲ以テ之ヲ積ル^ベ
シ

第五十九條

獸獵ノ高ハ其獵ノ權ヲ有スルモノ、稟告
ヲ鑑定シテ若シ金^カ為メ獵ノ權ヲ入^レ讓
ル^レアレハ其金高ヲ以テ之ヲ積ルベシ
但之ヲ讓ル時ニ於テ印紙稅其他ノ稅ア
レハ其分ヲ引去ルヘシ

第六十條

漁獵ノ高ハ獵ノ權ヲ有スルモノ、稟告小
年々魚類ノ高^トヲ以テ之ヲ積リ若シ種ヲ遺
ス^レアレハ其種ノ分ヲ引去ルヘシ

第五章

地券改ノ事 カタストル^ノ 地稅帳認方
書換ノ事

い 地券改ノ事

第六十一條

カタストル^ル 地稅帳ヲ製スル元ハ地券改メニ
アリ先ツ地面ノ廣狹ヲ積リテ繪圖トナシ
銘々其地面ヲ所持スル所以ノ法ヲ詳カニ
記載シ而シテ其所持スル法ハ自由カ或ハ
ト^ニニカ^ルル^ル 地頭ノ高其他ノモノヲ出^スル
キカ出サザルカヲ其記錄ニヨリテ之ヲ定

ノ置キ又地主ヨリ慥ナル請書ヲ取り若シ
ドミニカール^{地頭}ノ高其他ノモノヲ出スヘ
キナレハ帳簿ニ記シテ其種類并ニ其收
入高ヲ詳カニ調ヘ其掛リノ人ヨリ其証據
ノ為メ姓名ヲ記スベシ

第六十二條

内政支配ノ區即チ地券改トナル區中ハ其
地面ノ形況ニ隨テ小區ヲ分ツベシ尤モ分
區ノ時ハ銘ニ所持ノ地面ヲ分裂スベカラ
ス

第六十三條

地券改ノ事ハ政府ヨリ委任シ官負ヲ出シ
テ之ヲ行ハシム其仕様ノ方法タルヤ他日
ニ於テ聊カ疑ヒナキラ以テ旨トスヘシ

第六十四條

地券改ノ節掛リノ人ハ其主人或ハ委任シ
タル名代人出ルヘシ此掛リ人ハ即チ稅ヲ
收ムル地主或ハドミニカールノ高及ヒ十
分一ノ高ヲ取ル^{取入}地頭或ハ獵ノ權ヲ有スル
主人ナリ年限ヲ以テ借地スルモノハ其地

主ヨリ委任セザルニ於テハ出ルベカラス
第六十五條

地券ヲ改メル時ハ實地ノ形況ヲ以テ証據
トス若シ地面或ハ高ノ事ニ就テ現在争フ
トアレハ雙方ノ稟告ヲ記録ニ記載シ若シ
無主或ハ人ノ欲セザル地所アレハ渾テ官
地ニ書入ルヘシ

第六十六條

地券改メニ着手スル前ニ於テ必ス左ノ繪
圖其他ヲモノヲ拵ヘ事ノ急辨ニル為メニ

之ヲ其村方ヘ下付スヘシ

第一 測量ノ繪圖 番号ヲ記ス

第二 繪圖ノ番号家ノ番号摘ニ書

第三 名前ノ記録

第四 地主持地ノ目錄 即チ銘々所持
ノ地面

右ハ幾日ノ間其地主ニ於テ之ヲ吟味シ調
ヘ濟ノ上返致スベキトヲ沙汰ス其調方即
チ左ノ如シ

イ 繪圖面ヲ點檢シテ銘々持地ノ經界
廣狹并ニ區ノ分チ方及ヒ番号トヲ

詳カニ調フベシ

口 銘々ノ持地ニ若シ書損或ハ誤認アルニ於テハ其帳ヘ書直スベシ

ハ 銘々持地ニ其名アルカ或ハ将来ニ於テ名ヲ付スヘクアアレハ第四ノ目錄ニ書入ルヘシ

ニ 若シ一ノ番号ニテ記載シタル地面中種々ノ高或ハ十分一ノ高ヲ出スアアレハ繪畵面ニ之ヲ分ツ為メニ其事ヲ書入ルベシ

ホ 若シ地主ニ於テ一團ノ地面ヲ各所ニ所持スルモノハ其一團ノ地ニ於テ番号ヲ調ヘ又其内ニドミニカリルノ高或ハ十分一ノ高ヲ出スアアレハ其事ヲ書入ルヘシ

ヘ 右箇条ノ事件ハト^得ト之ヲ領知シ地券改メ方實際着手ノ時ニ及テ諸事差支ナキ様注意シテ念ヲ入置クヘシ

此ノ手傳ノ為メニ地券改掛ヨリ其村方ニ

測量方一人ヲ付シ置クヘシ而シテ渾テノ
吟味書目錄等官へ出ス時ハ地頭并ニ村役
人及ヒ測量方ト証據ノ為メ其姓名ヲ記載
スヘシ

乃カタストルノ拵ヘ方地稅帳ノ認

第六十七條

ルスチカリル稅 即チ百姓稅ナリ

同ミニカリル稅 即チ地頭ノ稅ナリ

十分一ノ作物ヲ取ル地頭ノ稅 即チ十分一ヲ取ル稅ナリ

右ノ諸稅地稅帳へ記載スル時ハ永久相

違ナキ為メ其稅掛リ本局上官ノ眼下ニ
於テ之ヲ認メサスベシ

第六十八條

諸稅取立方ノ為メニ區ヲ分チタル上ハ其

一區ニ就テカタストル地稅帳一個宛ヲ製ス

ベシ

第六十九條

右カタストル地稅帳ノ寫シニ通ヲ製シ繪畵

ヲ添工各區支配ノ上官へ相渡シ一ハ納メ置一ハ書

入ノ用ニ而シテ常ニ變易スルアル毎ニ之

ヲ記載スルヲ以テ其官ノ職掌トス故ニ此
カタストルヘ記載ノ節ハ脱漏誤課ナキ様
ニ注意スベシ

第七十條

稅ヲ收ムルモノ心得ノ為メニ今度確定シ
タルカタストル地稅ヨリ其三種ヲ分チ
カノルノドニカアルモノルノ十之ヲ其人々ヘ渡ス
ヘシ尤モ初メニ之ヲ渡スル及ヒ後日書改
メノ時ニ於テモ渾テ無入費ニスヘシ

は 書換ノ事

第七十一條

渾テ稅ヲ收ムルモノハ銘々ノ持地ニ就テ
其變易スルノハ稅ノ検査官或ハ代官ニ届
出テ検査官或ニ代官ヨリ其届ノ請取証書
ヲトルヘシ此ノ証書ハ渾テ無入費ニテ之
ヲ渡スヘシ

第七十二條

右請取ノ証書ナキ片ハ其捌キ方或ハノ夕
ル事ニ於テ其地面ノ變易シタルニ就テ
之ヲ安置スベカラス
即チ賣買或ハ跡式ニ
就テ變換スル片ノ捌

第七十三條

第七十一條ニ定メタル規則ニ違背スルモノハ書換濟ミノ間ハ其違背シタルモノヨリ税ヲ償フヘシ

第七十四條

若シ賣買ノ條約捌ノ上ニ於テ其事空シクナルハ其捌所ヨリ右ノ趣キヲ直ニ税ノ検査官ニ代官へ通知シテ請取ノ証書モ一同送致スヘシ故ニ相對ノ條約ヲナス時ハ必ス検査官代官へ届ケ^ル上請取証書^ヲ

取^上リ其條約ヲナサシムベシ若シ其空クナル^ル捌所へ届出テサル前ニ^テラハ此ノ事ヲ税検査官ニ代官へ届出テ請取ノ証書ヲ返上スヘシ

第七十五條

捌所ニ於テハ賣買証據ノ書物ヲ^持入タル中ニ其税區ノ番数^ニ當人家ノ番号及ヒ^カタスト^ル帳^稅ノ番号ト証書ノ月日トヲ書載セ又右ノ請取証書ヲ集メテ一年一度ニ之ヲ税検査官ニ代官へ送致スヘシ

第七十六條

此ノ書換ト云フハ即チ左ノ通り

持主易ル事

持方易ル事

条約或ハ捌所ノ決議或ハ分産ニ就テ地

所ヲ賣却スル事

天災等ノ為メニ税ヲ増減スル事

此外渾テ本税帳へ變易スルアル事

若シ元無税ト定メアル地所譬ハ街道道原

墓地其外有用ノ地トナルニ於テハ必ス税

ヲ出スヘシ其積リ方ハ第三十三條第三十

四條ノ規則ニ照準シテ税ヲ定ムヘシ

第七十七條

書換ノ一ハ必ス書換カタストル帳へ記載

スヘシ尤モ別段ノ故ヲ以テ本カタストル

へ書換ヘ可キアレハ別ニ規則ヲ定ムベ

シ

第七十八條

スベテノ書換ハ本カタストル帳ニ記載

スルカ或ハ書換カタストルニ書カキ載スル

大蔵省

スルトモ兼テ當人ノ所持スル拔書ニハ公然無入費ニテ書キ改ムルノ法アルヲ以テ常ニ拔書ト税帳ノ間ニ誤謬ナキ様之ヲ注意スヘシ又税ノ請取帳ニモ書換ノ時ニ税ノ増減シタルヲ記載スヘシ

第七十九條

此書キ換ノ手数料ハ兼テ定メタル規則ニ隨テ之ヲ取立ツベシ

第八十條

若シ變易ノ届ケヨリ書換濟ノ間ハ元ノ持

主ニテ税ヲ出スヘシ書換ノ手数料モ同断タリ若シ此入費相對ノ条約ニ以テ之ヲ辨スルハ勝手タルベシ

第八十一條

若シ書換ノ時ニ付テ再ヒ地面ヲ測量スルハアレハ其費用雙方ニテ之ヲ辨スヘシ尤モ第七十一條ヨリ第八十一條迄ノ規則ハライニ川郡ニハ關係ナシトス此ノ書換ノ時ハ其郡ニ於テ土地ノ法ヲ以テ之ヲ行フヘシ

第八十二條

税帳ノ番ヲ鑄シタル石板へ常ニ其地形ノ
變易スルヲ鑄直シ必ス實地ト石板ノ番
ト聊相違ナキ様注意スベシ此石板ハ兼テ
本局ニ備ヘアレハ常ニ其本局ニ於テ之ヲ
鑄直スヘシ

第六章

諸税ヲ金ニ積ル

第八十三條

永久ノ税ヲ金ニ積ルハ則チ左ノ如シ

イ 地面ナラハ其廣狹并ニ善惡ノ段ヲ
以テ積ルベシ

ロ 地頭ノ高ナラハ年々穀物或ハ所得
金ノ高ヲ以テ積ルベシ

ハ 十分一ノ高ナレハ其作物十分一ノ
高ヲ以テ積ルヘシ

右ノ高ハ麥ノ一セルエル八分ノ一ノ段ヲ
以テ積リ或ハゲルデシヲ以テ積ルヘシ其
一ノ段ハ即チ麦一セルエルノ八分ノ一ナ
リイロハノ分ハ一ノ段一ゲルデニ四十錢

ナリ

第八十四條

麥一セフエルハ分ノ一或ハ同スチカ
此トミニカレル十分一ノ産出高ノ税ノ定
規ハ一グライツル日本ト定マル百十五條

第七章

訴願ノ事

第八十五條

訴願スヘキ條々左ノ通り
イ 廣狹測量相違ノ

口 模範地ト比較シテ段ノ誤認アル

ハ 地界改相違ノ

ニ 計算ノ誤認或ハカトスルニ誤入

ノ

第八十六條

訴願スヘカラサル條々左ノ通

イ 第二十五條ノ通りニ定メタル模範

地ノ

口 一團ノ地面ヲ以テ均シク一個ノ地

所ト見做シ訴願スル

ハ 若シ税ノ相違尤モ僅少ニシテ他ノ
熟知ノモノト雖モ判然之ヲ見定ム
ル能ハザル事

第八十七條

若シ測量相違ノ訴願ナラハ「カタストル本
局ヨリ一人ノ測量方ヲ申付訴願ノ趣ヲ詳
カニ之ニ領知セシメ更ニ調ヘノ上相違ナ
キニ於テモ訴願人尚又承服セサル時ハ訴
願人ヨリ一人ノ測量人ヲ撰舉シ其撰舉人
ト右測量方ト再ニ測量ノ後若シ此兩人不
同意ノ時ハ「カタストル本局ニ於テ之ヲ決
議スヘシ

第八十八條

地券改ノ相違或ハ計算ノ誤謬或ハ「カタス
トルノ誤謬ハ「カタストル本局ニ於テ之ヲ認メ直スヘシ
ニ於テ之ヲ認メ直スヘシ

第八十九條

段ノ相違ノ訴願ハ再ニ段ノ積方ヲナスヘ
シ其委詳ノ手續ハ左ノ通

第九十條

段ノ積リ入レ方左ノケ條ノ通り相違アラ
ハ誤課トスヘシ

イ 四段ヨリ上ハ實地ト其模範地ト比
較シタル上ニ於テ全ク段ノ相違ア
ルキハ直スベシ四段ヨリ以下ハ一
段ノ相違ヲ以テ直シ一段ヨリ以下
ハ其少分ノ相違ニテモ之ヲ直スヘ
シ

ロ 廣遠ノ地面中ニ種々ノ位アルヲ
分別セス均シク一個ノ積リヲ以テ

之ヲ定ムルヲアレハ誤課トス。

但右イロ印ニ定メタル事ナキニ於テハ
其訴願一切採リ用エカラス

第九十一條

スベテ稅ヲ收ムルモノハ第八十五條第八
十六條并ニ第九十條ノ規則ニ於テ不條理
ト思考スル時ハ其事ヲ訴願スルノ權アリ

第九十二條

政府ニ於テモ過分ニ低稅ト見定ムル時ハ
之ヲ督促スルノ權アリ

第九十三條

訴願ノ期限ハ十五ヶ月ト定メ其期限過去
ルコトアレハ訴願ヲ為スヲ禁ス此期限ノ初
メハ村方ヘカダストルヲ布告スルノ日ヨ
リ計算スヘシ

第九十四條

測量ノ相違或ハ計算ノ誤謬カダストル誤
入ノ訴願ハ期限ニ不拘シテ之ヲ出スヘシ

第九十五條

トミニカ^ルル^ル長ニ十分一ノ高其外地面ヨ

リ生スル所得ノ高ニ就テ訴願スルコトアレ
ハ地頭ト地主ノ間其期限ヨリ三ヶ年ノ内
ニ税検査官ヘ申出^{告ス}ヘシ若シ期限過去ルコ
トアレハ訴願ヲ為スヲ禁ス而シテ此ノカク
ストルハ特ニ税ヲ取ル為メノ証據トナス
ノミニ非ス其高ヲ取ルモノト出ス者トノ
間ニ於テ訴訟ノコトアレハ之ヲ証據トナス
ヘシ

第九十六條

十五日ノ期限内ニ右ノ相違或ハ誤謬ノ事

ヲ許願シタル時ハ「カタストル」帳掛リニ於
テ再ヒ吟味ヲナシ之ヲ書換カキかへヘ記載シ若シ
再ヒ地券ヲ改メ或ハ再ヒ之ヲ調査スト雖
此事ノ不分明カ或ハ取ルモノト出スモノ
トノ間治マラサルハ裁判所ニ於テ之ヲ
捌クベシ尤此捌キ決定スル迄ハ當分本カ
タストルヘ書直スヘシ

第九十七條

國中兼テ永久税ノ定規定マリタル所ニ於
テハ第九十六條ノ規則ヲ以テ同様之ヲ行

ナフト雖此地税法ノ規則ヲ布告シタル
時ヨリ其期限ヲ初ムヘシ

第九十八條

段ノ誤認ハ縣ノ内政官へ出願スヘシ
内政官之
書ヲ記載ス其節若シ餘分ノ税ヲ出シ来ルト

思考スルモノハ其作り方并ニ地面ノ廣狹
繪圖ノ番号及ヒ従前ノ段ト今度許願スヘ
キ事ノ積リ書トヲ出スベシ此ノ時ハ内政
官ヨリ許願人へ願書ノ請取証ヲ出スヘシ
此ノ請取証ノ中ニ其許願ノ事故ヲ詳カニ

記載スヘシ

第九十九條

期限既ニ満タル上ハ縣ノ内政官其記録ノ帳ヲ締メ之ヲカタスト止帳稅本局ヘ回致シ其局ニ於テ訴願ノ結末ヲ調理スヘシ

第一百條

訴願ノ調ヘ先ニ決談ノヲハ他ノ熟知ノモノヲ撰擧シ中立裁判所ヲ設ケテ之ニ委任スヘシ

第一百一條

中立裁判ノ法ハ左ノ通ニ定ム

イ。縣ノ内政官ヨリ積リ人頭取リノ内

一人ヲ撰擧スベシ

但最前積リノ時ニ於テ頭取ヲ勤

ルモノハ撰擧スヘカラス

ロ。積リ人二人ヲ撰擧スヘシ内一人ハ

最前積リノ時ニ於テ頭取ヲ勤タル

モノヨリ其時ニ出タル積リ人ノ内

一人ハ訴願人之レヲ撰ヒ若シ訴願

人尚他ノ人ヲ望ム時ハ雙方ヨリ兩

人ヲ撰擧シテ積リ人ヲ増スヘシ

第百二條

若シ訴願人ニ於テ頭取或ハ積リ人ノ身上
承腹セザルヲアレハ無テ裁判人ノ証據人
ヲ進退スル法ニ隨テ之ヲ拒ムノ權アリ

第百三條

右リ為ノ或ハ他ノ差支ナキ様稅帳掛ニ於
テ前以テ其代人ヲ用意シ置クヘシ

第百四條

此ノ積リ人ハ裁判官負ノ前ニ於テ誓詞ヲ

ナスヘシ此ノ中立裁判ノ頭取ハ縣ノ内政
官ヨリ之ヲ勤ムト雖此事ヨリカタスト
此^{稅帳}本局ニ於テ勤ムルヲアリ此ノ時ニ於
テハ必ス委任人ヲ出スヘシ

第百五條

中立裁判所設立ノ上ハ實地ニ臨ンテ之ヲ
吟味シ又其地面ヲ詳ニ調ヘ或ハ場所ニヨ
リ模範地ト比較シ而シテ後チ其段ヲ定ム
ヘシ

第百六條

中立裁判ハ裁判人同意ノ多キヲ以テ之ヲ
決ス此決談ノ後ハ必ス訴願ヲ為スヲキン
ス

第百七條

中立裁判人ハ第九十條イ印ノ規則ニ照準
シテ之ヲ決談スヘシ

第百八條

若シ再改メ再調ヘノ上其訴願ノ旨ヨリ尚
一段ノ上段ニ入ルヘキ地面ナレハ上段ニ
入ルベキ事ヲ決定スヘシ尤第九十條イ印

ノ規則ニ照準シテ之ヲ定ムヘシ

第百九條

中立裁判ノ頭取人トナルモノハ其調ヘ并
ニ決談ノ事ヲ明細ニ記録シ而シテ之ヲ其
訴願人ヘ示スヘシ

第百十條

此訴願ノ了ニ就テ手数ヲ要スル為メ印紙
稅其他ノ稅ナカルヘシ

第百十一條

訴願ノ調ヘニ就テ一切ノ費用ハ渾テ訴願

人共ノ税ノ定規ノ多少ニ不拘地所ノ数ニ
 隨テ其割合ヲ定メ若シ訴願ノ事否ト決ス
 ル時ハ其割合ニ當ルヘク分ノ費用ハ其者
 ヨリ之ヲ出シ此ノ外ノ分ハ政府ヨリ之ヲ
 出スヘシ此ノ割合ハ許願人十人アリ此
 費用百回ト積レハ之ヲ十人ニワ
 リ而シテ五人ヲ正トシ五人ヲ否トセバ五
 人分ノ五十四ハ其否トシ決セシモノヨリ之
 ヨリ出シ残ラリ出スモノハ政府
 ヨリ出シ

第八章

カクストル帳稅ノ費用ヲ取立ル下并ニ分賦

第百十二條

カクストル掛リノ費用測量ノ費用繪圖ノ
 石板廣狹ノ勘定石板ノ石或ハ鑄直シ方ノ
 費用ハ渾テ政府ヨリ之ヲ出ス其高ハ毎年
 大藏省ノ規則ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第百十三條

カクストルノ費用モ同様政府ヨリ之ヲ出
 スヘシ其費用ハ即チ模範ノ地面ニ段ヲ定
 ムル下地券改メノ下カクストル拵ヘノ下
 ナリ

第九章

地稅ヲ政府ヘ收ムル事

第百十四條

若シ内政ノ區即チ地券改メノ區ニ於テ確
定シタル「カ」タスト此帳簿ニ濟ノ上ニ永久
ノ地稅直ニ取立方ニ掛ルベシ之レニ依テ
從前ヨリ行來ル地稅ノ法或ハ漁獵稅ノ法
或ハ殺生稅ノ法或ハ鑛山稅ノ法或ハ同ミ
ニカ、此高ノ稅法其外渾テ地面ヨリ生ス
ル高ノ稅ハコノ時ヨリ悉皆之ヲ廢止スヘ

此ノ永久ノ地稅ヲ村方ニ於テ施行スル時
ハ嚴重ニ布告エテ之ヲ明細ニ記録シ置ク
ヘシ

第百十五條

歳出ノ都合ニヨリ大蔵省ノ規則ヲ以テ其
時ニ收入スヘキシムブル此積リノ定規勘定
モナルノ個數ヲ定ムヘシ

第百十六條

地稅ノ取立方ハ渾テ政府ニ於テ其順序ヲ

定ムヘシ

第百十七條

トミ：カリ此并十分一其他ノ高ノ税ハ
地頭ヨリ地主へ不出即チトミ：カリ此税
或ハ十分一ノ税ト唱へテ其地頭ヨリ直ニ
之ヲ收ムヘシ

此法ハ千八百五十二年三月廿八日ニ廢

第百十八條

政府ノ持地ハ地稅ヲ出サスト雖モ渾テ他

ノ地面ト同様税ノ定規定ノテカタスト此

ニ記載スヘシ

末條ノ定

第百十九條

全國中ニ於テ永久ノ税法施行中ノ所ハ其
カタスト此ノ大体變易スルヲナシ、雖モ
此ノ地税法ニヨリ之ヲ改メテ一般ノカタ
スト此ト同一ナル様ニ之ヲ直スヘシ

第百二十條

第百十四條ノ規則ヲ全國一般ニ施行スルニ

於テハ區々ニヨリ必ス從來ノ收稅高ヨリ
増減之レアルヘシ故ニ甲區ノ有余ハ乙區
ノ不足ヲ補ヒ一縣中之ヲ平均シテ流用ス
ト雖モ尚歲出ニ不足スルヲアレハ其不足
ノ分ハ國中新稅施行ノ所^{今賦}ニシテ之ノ償ヲ
ヘシ尤モ將來歲出ハ計算ノ滿期ニ至リ大
藏省ニ於テ歲出不足ノ償ヒ方ハ前以テ其
規則ヲ定ムヘシ

第百二十一條

朕大藏卿ニ命シテ此ノ國法ノ施行方ヲ委

任ス而シテ此法ハ政府ノ新聞ヲ以テ之ヲ
布告スルモナリ

千八百二十八年八月十五日湯沼場アルテ

ナ^地召^地ニ於テ國王^文詔命スアリ

明治二十八年八月十五日
...

此ノ國法ノ規則中ニ「トキニカレル」并ニ十分

一其他ノ高ヲ取ルモノヲ以テ渾テ地頭ト記

ス此ノ地頭ト云フモノハ即チ日本ニテ称ス

ル所ノ舊藩主其他ノ領主ナリ如何トナレハ

封建政治ノ時ヨリ貴族或ハ社寺其他ノ人々

各領地ヲ支配シテ農民ヨリ稅ヲ収入セシム

後年追々文明ニ進ミ開化ニ趣キ封建ノ制廢

シテ一國一王トナリ農民初テ自由ノ權ヲ得

ルニ至ル然リト雖モ其高ハ前規ニ隨ヒ貴族

其他ノ人々之ヲ收入シテ各經營ス此レ則チ
ドミニカールノ高及ヒ十分一ノ高ト譯スル
モノナリ然ルニ千八百四十八年歐羅巴洲大
變改ノ時ニ於テ農民ヨリ右地頭ノ高年々之
ヲ收入セスシテ一時ニ之ヲ償却スヘキヲ
出願ス茲ニ於テ千八百四十八年六月四日ノ
國法ヲ以テ從來ノ高丈役等渾テ廢スヘキト
ヲ親命ス此ノ規則種々ノ箇條アルト雖モ大
體ノ旨趣ハ農民ニ於テ年々出スヘキ高ノ元
金一時ニ之ヲ償却スル上ハ以來收入セサル

ヘキトニ決定ス是レ乃チ第四條ヲ改メ第百
二十七條ヲ廢スル所以ナリ其改正ノ規則左
ノ如シ

譯者 識

二十才制... 其... 五... 賦... 三...
... 五... 四... 三... 二... 一...

地税法中第四條改正第百十七條廢止

千八百五十二年三月廿八日

マクスミリヤン 第二世

茲ニ神命ヲ奉シ バイラ 國王トナル并

ニ ライ ン ノ ガ ワ ル ス ガ ラ フ 名 位 ノ ハ イ ラ

ン フ ラ ン ケ ン ス ワ ト ペ ン ノ 諸 公 其 外

列ス

此度朕參議ノ説ヲ許容シ又上下兩議院同意ノ上ニ於テ尤ノ規則ヲ決定ス

第一條

大義

千八百二十八年七月十五日決定スル地稅
^{法別}國法中第四條ヲ改メ第百十七條ヲ廢シ
渾テ、稅ハ其地主ヨリ直ニ稅掛リヘ之ヲ
收ムベシ

第二條

千八百四十八年六月四日ノ國法第十六條
第二十八條第二十九條ノ規則ニ隨テ渾テ
ノ稅ハ地主ニテ引請ケ直ニ之ヲ收ムヘク
トモ、ト虽凡若シ引請ケサルヲ、^レハ地主
其稅ヲ補フ為ニトシ、ニカ、^ル并ニ十

分一其他ノ高ヨリケルテ、^一カ、^ル拾錢ハ
ニ就テ四分ヲイツル^ル一カ、^ラ壹錢、^ハ宛ヲ
地頭ヨリ取立ヘシ、^フマ、^{トル}込、^地ニ於テハ
地稅法第四條末件ノ通り之ヲ行フベシ

第三條

此引請高并ケ、^テルノ積リ方ハ相對ヲ
以テ地稅法第六條及ヒ第四章中ノ條ニ
照準シテ之ヲ定ムト、^凡若シ積リ方計算
ノ為メ双方ヨリ出願スルトキハ、^其縣ノ内
政官ト代官トニ於テ無入費無稅ノ捌ヲ

スヘシ若シ此ノ捌ヲ承服セスシテ其旨許
ユルヲアレハ之ヲ内務省ニ出シテ裁決ス
ヘシ

第四條

以來トミニカ^ル高并ニ十分一其他ノ高
ノ税ニ就テハ地券改メヲ不要又カタスト
ルヘ記載スルヲナカルヘシ此ノ國法ノ第
一條ト第二條ハ本カタストルヘ書改メタ
ル上ニ於テ之ヲ施行スヘシ

千八百五十二年三月廿八日
都 名

ニ於テ決定ス

千八百五十二年五月廿日此ノ國法施行ノ
手續内務大藏両省ヨリ達スルヲ如
本年三月廿八日ノ國法ヲ以テ以來トミ
カ^ル并ニ十分一ノ税ハ地頭ヨリ政府ヘ
收ムルヲ廢シ其税ハ地主ニテ引請ケ直
ニ收ムルニ就テ地頭ヨリ地主ヘニケルテ
ニ付テ四ケライツルヲ出スヘキモノナ
リ此ノ故ニ右法第三條ノ積リ方相對ニ任
スト虽モ若シ出願スルヲアレハ縣ノ内政

大 藏 省
官ト代官トニ於テ其捌キヲナスノニ定マ
ルヨリ其捌キ方手續ノ為ノ尤ノ箇條ヲ決
定スルモノナリ

第一條

右ノ四クライツルヲ出スモノハ地税法第
四條ノ通り或ハ^ドミニカ^ルル或ハ十分一
其他ノ高ヲ收入スル地頭ニ限ルヘシ
尤千八百四十八年六月四日ノ國法第十六
條第二十八條第二十九條ニ隨テ既ニ引請
タル地主ノ分ハ其地主ヨリ持地ノ税ヲ出

スヘシ

第二條

渾テ十分一ノ高夫役其他時々取立ノ金高
兼テ地主ニ於テ引請タル上ハ地頭ヨリ税
ノ補ヒトシテ出スモノハ左ノ箇條ノ外ニ
アルヘカラス

イ 永久ノ金或ハ作物ヲ以テ救ムルモ
ノ即千^ドミカ^ルル此高ナリ

口 山ノ利益

第三條

大 藏 省

渾テ永久ノ税法施行シタル所ニ於テハ右
作物ノ類渾テ金ニ直シカトストル帳工記
載シアル上ハ只其高ノ一グナルデンニ付
テ四ク四イツルヨ取立ル而已ニジテ別段
其捌ヲ要スルニ不及モノナリ山ヨリ生ス
スル利益モ兼テカトストル帳工記載シ
シハ之ヲ用エヘシ

第四條

本年三月廿八日ノ法他ノ縣々ニ於テハ此
ノ永久地税法施行ノ時ヨリ一同行ハル

ヲ以テ此所ニ於テハ事ニヨリ其捌ヲヤス
トモアルヘシ

第五條

金或ハ作物ヲ以テ出スモノ年々定マリタ
ル高ニ於テ疑ヒナキ片ハ其高ニ因テ積ル
ヘシ穀物ノ積ハ地税法第二十八條ニ隨テ
麦一セフエコルル十二グアルテコル麦一セフエコルル
ハグアルデンカラス小麦一セフエカラス六グアルデン
麦一セフエカラス四グアルデンカラスナリ産物ノ積リ
ハ第五十一條ニ隨テグアルデンノ金ニ直ス

ヘシ其一ケルデニ付テ四ケライツルヲ
税ノ補トシテ地主へ出サスヘシ

第六條

金或ハ作物ノ高ニ於テ疑ヒアル歟或ハ双
方争フコトアレハ地券ヲ改メテ定ムヘキモ
ノナリ其地券改メテ法ハ千八百三十年一月
十九日ノ達シニ基クヘシ之ヲ積ルルハ地
税法第六十五條ニ照準シ實地ノ形況ニ隨
テ其捌ヲナスヘシ若シ其争ヒ治マラサル
コトアレハ第九十六條ノ通り裁判所ニ出シ

テ事ノ決定スル迄ハ當分元持主ニ於テ税
ヲ償フヘシ

第七條

山ノ利益ノ高ハ地税法第五條及ヒ第五十
六條ノ通り伐木ノ高ヲ以テ積ルヘシ尤秣
ト畜獸ノ食餌トナル草ハ積リノ内ニ入ル
可カラズ此ノ木ノ高ヲ積ルルハ千八百三
十年一月十九日ノ達シ并ニ地税法第二十
六條ニ隨ヒ摸範ノ山ト比較シ其土地ノ法
ヲ以テ金ニ直スベシコノ價ヒハカタス

ル帳掛ヨリ其代官エ心得ノ為メ之ヲ通知
スヘシ若シ低價ニテ木ヲ伐ル為メ金或ハ
他ノ作物ヲ出スヲアレハ右ノ第五條六條
ニ照準シテ其高ヲ積ルヘシ

第八條

伐木ノ高定マラサルカ或ハ権限ヲ以テ時
々木ヲ伐ルヲアレハ千八百五十二年三月
廿八日山ノ扱ヒ法第二十七條ニ照準シ其
平均ヲ以テ一年ノ高何程ト積ルヘシ尤此
事ニ就テ現在争ヲアレハ右第六條ノ通

リ之ヲ所置スヘシ

第九條

トニニカール高ノ内分割シテ他ノ人工收
ムルヲアレハ其割合ニ隨ヒ銘々ヨリ之ヲ
出サスヘシ其計算ノ法ハ右第五條ニ隨テ
積リヨナスヘシ

第十條

縣ノ内政官ト代官ハ右第三條ノ通り捌ヲ
ナスニ於テ千八百四十八年ノ法ニ隨ヒ
詳ニ物ヲ調査シ又能ク事ヲ悞議シテ之ヲ

行フヘキモノナリ又代官ニテハ其許願人
ヘ本カクストル其外ノ帳簿ヲ出シ格別ニ
之ヲ指示シテ篤ク會得セシムヘシ

第十一條

内政官或ハ代官ノ裁判ヲ承服セス許ヘノ
上内務省ニ於テ裁決スル時ハ其事件ニ隨
ヒ大藏省ヨリ悞議スヘシ

第十二條

本年三月廿八日ノ法施行ノ期限ヨリト
ニカレ此稅十分一ノ稅ヲ廢シ其稅ハ地主

ニテ引請ケ初テ之ヲ收ムル時ハ渾テ村方
ニ於テ之ヲ告知スヘシ此ノ施行ノ達ハ國
ノ新聞ヲ以テ之ヲ布告スルモノナリ

三ノシヤ^シ都^シノニ於テ千八百五十二年五月
廿日決定ス

家稅之法

第二

第二家税法

日本一千八百八十八年八月廿五日ノ定

全國家税ノ法區々ノ制限ニシテ其規則一

定ナラサルヨリ此度朕之ヲ叅議ニ謀リ而

シテ又議院同意ノ上ニ付テ更ニ家税ノ規則ヲ決

定スルヲ左ノ如シ

第一章

家税ノ大體

第一條

家税ハ家屋ヨリ直ニ政府エ収マル税ニシ

テ即チ町宿村ノ家屋ヨリ出ル所ノ得利益ニ

大蔵省

賦スルモノナリ

家税ハ渾テ此ノ規則ニ隨テ國中一般同一ニ収ムルモノナリ

第二章

家税ヲ賦セサルモノハ即チ公廨、天主堂、公立學校、公立教育場、上等貴族ノ城ナリ國法四番ノ規則ニ基クヘシノ公廨ハ渾テ無税ト雖モ他ノ家屋同様税ノ定規ヲ定メテ「カタスト」ニ記載スヘシ

第二章

家税ノ積リ方并ニ税ノ定規ノ事

第三章

家税ヲ積ルニハ家屋ノ借料ニアリ之レハ全家人ニ貸シ渡シタル借料ヲ調ヘ或ハ貸シ渡サ、ル家ハ之ヲ貸シ渡スヘク相場ノ借料以テ此ヲヘテ之ヲ積ルヲ調ヘシ

第四章

其借料ノ高ハ即チ左ノ如シ
イ 全家人ニ貸シ渡シタルモノナラハ其借料高ヲ検査シテ之ヲ積リ或ハ

貸シ渡サ、ル家ハ模範ノ家ト比較
シテ此ノ家ヲ貸シ渡スヘク相場ノ
借料高ヲ以テ積ルヘシ

口 借料ノ積リ方十分ニ其証據ナキ片
ハ棟建坪ノ廣狹并ニ内庭ノ廣狹ニ
隨テ此ノ地所ハ地面ノ三十段ニ比
較シ其地ノ段ヲ以テ積ルヘシ此
ノ分ハ多ク農家、城、教師ノ家等ナリ
尤モ城ハ人ニ貸シ渡サ、ル分ニ限
ルヘシ

第五條

上等家屋ノ借料イ印ノ分ハ二十「ゲルデシ」
一「ゲルデシ」ハヨリ少ナカラサルヘシ
我四十錢ナリ

下等ノ家屋ハ其利益少ナキニ就テ五「ゲル
デシ」乃至二十「ゲルデシ」ヨリ多カラサルヘ
シ

地面ノ廣狹口印ノ分ハ四方方ノ「フ」ス
即チ一「タ」クエルクノ十分ノ一
ヨリ少ナカラサルヘシ而シテ一「タ」クエ
ル「カ」四寸大ノ四分ノ三ヨリ多カラサ
ル「カ」三寸九寸余

サルヘン 此ノ今條ハ廢シテ千八百三十一年
法ハ未條ニ詳ナリ

第六條

毎年貸シ渡シ或ハ相場ノ積リヲ以テ定メ
タル第四條イ印ノ家屋ノ借料ハ即チ税ノ
基本トナル其基本ノ一ハ借料高ノ一「ゲル
」トナル第四條口印ノ分ハ地面ノ廣狹
ヲ積リ三十段ニ入レ地税ノ定規ニ隨テ之
ヲ定ムヘシ

第三章

税ノ定メ方ノ一

第七條

家税基本ノ一ニ付テ一「クライツル」一「ゲル」
「クライツル」
「ゲル」
税ノ定規トス

第八條

定規ノ收入スヘキ個數ハ其時々大藏省ノ
規則ヲ以テ定ムヘシ

第四章

借料ノ積リ方或ハ家屋ノ上リ高積リ方ノ一

第九條

借料ノ積リ方或ハ稅ヲ定メル^レハ「カ」タス
トル本局并ニ政府委任人ノ差圖ヲ以テ縣
ノ内政官^之レニ出會スヘシ

第十條

積リ方ノ為メ積リ人ト其頭取人ヲ撰擧ス
ヘシ此ノ積リ人ハ町宿村ニ於テ適宜ニ之
ヲ撰ヒ頭取人ハ政府ヨリ委任ス而レテ積
リ人ハ渾テ誓詞ヲナスヘシ

第十一條

頭取人ハ意見ヲ申^告ス而^レ已^レ職掌^權キ^テ之ヲ

決議スルノ權ナク積リ人ハ同意ノ多キヲ
以テ決ス若シ頭取人ノ意見ト積リ人ノ決
議ト相違スル^レア^レハ頭取人其云々ヲ覺
書キニシテ^之上^ニ申^出スヘシ

第十二條

借料ヲ積ル^ル片ハ家主ト借主ノ稟告スル^レ
ヲ用ユヘシ

第十三條

家主己レノ住居或ハ明キ家ノ分ハ他ノ貸
シ家ノ割合ヲ以テ積リ或ハ從前貸シ渡シ

大藏省

タル時ノ借料ヲ以テ積リヲナスヘシ但積
リ人調査ノ上其事相違ナケレハ之ヲ証ト
シ若シ相違アレハ之ヲ直スヘシ

第十四條

模範トナル家屋或ハ全家貸シ渡シノモノ
カ或ハ半家以上貸シ渡シタルモノヲ以テ
定メ尤モ其模範トナル家ハ必ス家主ト借
主トノ間ニ異見ナク又積リ人同意ノ上ニ
於テ三日目ヨリ十四日迄ノ間ニ其模範ト
ナル家屋ト其借料トヲ布告シタル時其期

限中近隣ノ家主故障ナキ片ハ之ヲ以テ模
範ノ家屋ト定ムヘシ

第十五條

若シ家主或ハ借主ニ於テ借料ヲ詐偽スル
トアレハ其料料トシテ全ク隠シタル借料
ノ三倍ヲ其土地ノ乞人ノ救助金ニ出スヘ
シ此ノ外其分ノ税ハ別ニ取り立ツヘシ

第十六條

模範家ノ借料定マリタル上ハ他ノ家屋之
レト比較シ或ハ貸シ家或ハ幾分カ貸シ渡

シタル借料ノ高ヲ積ルヘシ

第十七條

若シ家主全ク已レノ住居ナレハ本人ノ
告ヲ用ユヘカラス積リ人ニ於テ他ノ相場
ト比較シ或ハ模範家ト比較シテ之ヲ積ル
ヘシ教師ノ邸ナラハ第四條ノイ印ニ隨テ
税ヲ當テ行フヘキ一アリ而シテ全ク已レ
ノ住居ナレハ其住居ノ所得ヲ以テ之ヲ積
ルヘシ

第十八條

家屋ノ積リヲナス片ハ畜ニ住居而已ニ非
ス渾テ棟ノアルモ^處ノハ一箇所限リニ調査
シテ之ヲ積ルヘシ即チ穴藏店、小店、土藏、厩
馬車置場、物置、仕事場、其外ナリ尤モ此ノ分
本家ノ積リ中ニ加フルトアレハ之ヲ除ク
ヘシ

第十九條

第四條口印家屋ノ分ハ第五條第六條ノ規
則ヲ以テカタストル本局ニ於テ之ヲ積ル
ヘシ

第五章

カタクストル^帳ニ記載ノ^帳并ニ書換ノ^帳

第二十條

家税ハカタクストル^帳本局ニ於テ収税ノ區
ニ分テ家税ノカタクストル^帳ニ記載スヘ
シ

第二十一條

家屋ニドミニカール^{地頭}其他ノ高掛ル^ア
レハ地税ノ法ヲ以テ地税^{カタクストル^帳}エ
記載シ家税ノ計算ニ加エヘカラス

第二十二條

家税ノ積リ方并ニカタクストル^帳製シ方ノ
費用ハ官ヨリ支給スヘシ

第二十三條

カタクストル^帳ノ製シ方家屋持方ノ改正并
ニ書換其外税ノ取立方ハ地税法第六十七
條ヨリ第八十二條迄ニ照準シテ之ヲ行フ
ヘシ<sup>千八百六十一年十一月十日ノタ^ルノ
規則改正法ヲ以テ此ノ二十三條廢ス</sup>

第六章

家税ニ付テ訴願ノ^ル

第二十四條

家税ノ定マリタル上ハ左ノ分條ノ外ハ訴願ヘカラス

イ 第四條ノイ印借料ノ稟告相違或ハ

借料ノ積リ方誤リノ

ロ 第四條口印ノ分ハ地所廣狹ノ積リ

方相違ノ

第二十五條

左ノ二條ハ訴願スヘカラス

イ 一旦定マリタル模範家ノ

ロ 五「ゲル」一「ゲル」四十錢十「ハ」ヨリ少ナ

キ借料相違ノ

第二十六條

第二十四條口印ノ訴願ハ即チ地税法第六

章六「恐」誤ラクハセノ條々ニ照準シテ差出方

并ニ其取扱方ヲナスヘシ依テ此ノ箇條上

件ノ旨意ニ随テ別ニ左ノ規則ヲ制定ス

第二十七條

訴願ヲナスキニハ一「軒」模範ノ家屋ト

比較シテ其高税ト思惟スル次第形状ヲ明

細ニ記載シテ之ヲ訴願スヘシ

第二十八條

政府ニ於テモ過分ノ低税ト見定ムル片ハ之ヲ督促スルノ權アリ

第二十九條

訴願ノ期限ハ半年ニ限ルヘシ若シ期限過キ去ルヲアレハ訴願スルヲ禁ス此ノ期限ハ家税法施行スルヲ布告シタル片ヲ以テ初メトス尤第十四條模範家ノヲハ此ノ例ニアラス

第三十條

訴願ノ丁ハ即チ縣ノ内政官ニ於テ其事柄ト彼ノ積リ方ト不同アル事ノ因故ヲ申シ立ツヘシ

第三十一條

訴願ノ事柄ヲ調ヘテ決議スル片ハ他ノ熟知ノモノヲ撰テ中立裁判人ニ委任スヘシ此ノ中立ノ人員ハ即チ左ノ通り

イ 頭取一人之レハ縣ノ内政官ヨリ撰擧ス尤モ最前積リノ時頭取ヲ勤メ

タルモノハ撰擧スヘカラス
口 積リ人二人一人ハ訴願人ヨリ撰擧
シ一人ハ最前ノ頭取人ニテ其時
積リヲ致シタル積リ人ノ内ヨリ撰
フヘシ

第三十二條

其外訴願人ノ取扱方并ニ費用ノ立方ハ地
税法第百二條^ヨ百十一條^延規則ニ隨テ之
ヲ取計フヘシ

第七章

新家稅施行方并ニ反立方ノ一

第三十三條

家稅ハ分賦稅トシテ行フモノナリ其改メ
方第四條イ印ノ分ハ格別ニ借料相場ノ昂
低スルニ於テハ土地ノ内政官^官ラントラ
ト^官名ノ申シ立ニ隨ヒ場所ニヨリテ之ヲ改
メ其他ハ渾テ大藏省ノ規則ヲ以テ改正ス
ヘシ^{千八百五十六年一月十日ノ法ニ}
テ詳ナリ末條ヲ見合スヘシ

第三十四條

此ノ家稅法ヲ發行スルノ間ハ從來ノ通り

種々ノ名義ヲ以テ取立方ヲナスヘシ

第三十五條

新家税ト永久ノ地稅トハ同時ニ之ヲ發行
ス尤モ場所ニヨリテ從來ノ家稅格外ノ不
同ヲ以テ速ニ改正ヲ要スル片ハ政府ノ都
合ニヨリ第四條イ印ノ分ハ速ニ之ヲ改正
スルヲアルヘシ

第三十六條

國中永久ノ地稅施行ノ所ニ於テハ此ノ法
ニ隨ヒ新家税ノカタスル稅帳ヲ製シテ直

ニ家税ヲ取立ツヘシ

第三十七條

第四條ノイ印ヲ以テ積ルヘキ新築ノ家ハ
五年間ヲ無稅トシ口印同斷ノ家ハ十年間
ヲ無稅トス此ノ期限ハ屋根下成功ヲ以テ
初メトスヘシ

第三十八條

家税ハ地稅同様其取立方ノ規則ニ隨テ之
ヲ取立ツヘシ

第三十九條

此ノ家稅ヲ區ニ於テ布告スル時ヨリ從來
ノ家稅渾テ之ヲ廢ス其外千八百十四年十
二月十日ニ定マリタル家主地頭并ニ地三
ノ等中七等八等九等ノ一門稅モ一同廢止
スヘシ

第四十條

朕大藏卿ニ命シテ此ノ國法施行方ヲ委任
ス之レハ國ノ新聞ヲ以テ布告スルモノナ

リ之法アレニ添フヘキ別スノ
アレハ次ニ掲記ス

千八百二十八年八月十五日湯沼場アール

ケナウニ於テ詔命アリ

千八百二十八年八月十五日ノ家税法施行
ノ為メ朕參議ノ説ヲ許容シ又議院同意ノ
上ニ於テ決定スル條々左ノ如シ

第一條

千八百二十八年八月十五日ノ家税法第五
條ヲ廢ス

第二條

上等下等家屋ノ借料ヲ積ルル中第四條イ印
ノ家ハ五「ゲル」デシ一「ゲル」我四「ゲル」十十「ゲル」錢十「ゲル」ナシハ迄ヲ以テ

税ヲ賦スヘシ

第三條

第四條 口印ハ地面ノ高其多キハ一「ターク
エルク」四分ノ三ヨリ其少キハ一「タークエ
ルク」十分ノ一迄ヲ以テ之ヲ積ルヘシ

第四條

朕大藏省ニ命シテ此ノ國法施行ノ事ヲ委
任ス之レハ國ノ新聞ヲ以テ布告スルモノ
ナリ

千八百三十一年十二月廿八日「ミンセント」

都ニ於テ詔命アリ

千八百五十六年一月十日家税法第三十三
條ノ規則改正
家税改正ノ下ハ左ノ箇條ノ通り變易スル
時ニ於テ之ヲ行フモノトス

第一條

若シ第四條ノ印ノ家ノ借料後日昂低ノ際
ニ於テ元ノ積リヨリ四分ノ一相場ノ差違
アル時ニ至テハ之ヲ改ムヘシ

第二條

第四條イロ印ニ隨ヒ或借料或ハ地所ヲ以テ積リタル後若シ變易スルコトアリテイ印ノ積リハロ印ノ積リトナリ或ハロ印ノ積リイ印ノ積リトナル可キキハ之ヲ改ムヘシ

千八百五十年七月廿五日定マリタル家税法ニ就テ左ノ條々決定ス

第一條

第四條イ印ノ家ハ即チ借料ノ定規ノ一口印ノ家ハ地面ノ定規ノ三ニ當ル割合ヲ以テ税ヲ定ムヘシ

第二條

是レ迄イ印ノ家ハ其借料高ノ少ナキヲ五ゲルデント定マル處以來ハ九ゲルデント

定メ之レニ就テイ印ノ家ノ定規ハ九ク
イツルニ定ムヘシ

第三條

朕大藏卿ニ命シテ此ノ國法ノ施行方ヲ委
任ス千八百五十年七月廿五日ア_{地名}ケン
ニ於テ詔命アリ

免稅之法

第三

第三免稅ノ法

千八百三十四年七月一日
我々署九十四年即天保四年

千八百三十四年七月一日「ライン」川郡免稅
改正ニ就テ朕之ヲ叅議ニ謀リ而シテ又議
院同意ノ上ニ於テ免稅ノ規則ヲ決定スル
ト左ノ如シ

第一條

渾テ免稅ハ產出高入り高或ハ動產不動產
ノ災害ノ為メ免ル。ヲ得ナルト一時ト多
分トノ損失アルキハ其割合ヲ以テ其年ノ
稅ヲ免スヘシ即チ約條或ハ法一ヨリテ稅

ヲ収ムルモノ、為メニ之ヲ免

第二條

免ル^〇ハ^〇得^〇スト云フ^〇ハ^〇稅ヲ収ムルモノ
例規ニ隨テ災害ヲ防禦スル^〇其力ニ及ハ
サル^〇キヲ云フ^〇一^〇時ト云フ^〇ハ^〇動產不動產
不意ノ損失アル^〇キヲ云フ^〇多^〇分ト云フ^〇ハ^〇
即チ左ノ通り

- イ 一村ニテ稅ヲ出ス地面ニ其年產出
高ハ四分ノ一損失スル歟或ハ年々
平均高ノ四分ノ一不作スル時ヲ云

フ

ロ 仮令物置ニ其作物ヲ入レ置クト雖

氏四分ノ一損失スル^〇キヲ云フ

ハ 畜獸ノ損失ハ其牧畜高ノ四分ノ一

ニ當ル^〇キヲ云フ

ニ 農具ノ損失ハ其地面ノ產出高ノ四

分ノ一ニ當ル^〇キヲ云フ

ホ 上等ノ家屋并ニ下等ノ家屋持主

過失ニ非スレテ其價值ノ四分ノ一

損失スル^〇キカ或ハ^〇カタ^〇ト^〇限^〇稅^〇

省

定マリタル借料高ノ四分ノ一損失スルキヲ云フ

ハ 商業ノ器械ヲ破損シ或ハ止ヲ得ル因故アリテ三月間休業スルキカ或ハ商業ノ形状ニヨリ仮令右期限ヨリ少ク休業スルトモ其損失高三月間ノ休業ニ當ルキカ或ハ商賣品物ノ四分ノ一或ハ商業有用ノ品物四分ノ一損失スルキヲ云フ
ト ドミニニカール地頭或ハ十分一ノ高ヲ

取ル地頭ハ其高ノ生スル淵源破損シテ減損スルキカ或ハ作物十分ノ一損失スルキカ或ハ物置ニ入レ置キタル上ニテ損失スルキハ渾テ一代官支配ノ内ニ於テドミニニカール其外総高ノ四分ノ一損失アルキヲ云フ

第三條

右ノ損失ニ就テ税ヲ免スル下ハ即チ年々ノ産出高ニ不足シタル分ノ割合ニ隨テ其

年ノ税ヲ免スルモノナリ

第四條

免税ヲ願フキハ損失シタルモノヨリ其員
失ノ檢見十分届タ間ノ期限内ニ口演或ハ
書面ヲ以テ収税官へ申告スヘシ若シ之ヲ
惰テ期限ヲ過ルキハ其願ヲ採用セス故ニ
右出願シタル証據ノ為メニハ其税官ヨリ
無入費ニテ請取ノ証書ヲ渡スヘシ

第五條

免税ハ直ニ政府へ収マル税ヨリ免スルモ

ノナリ 即チ制度ノ掟第ニ番第
三條ノ通リタルヘシ

第六條

損失ノ高公然定マラサルキハ他ノ熟知ノ
モノ二人ヲ撰擧シテ 此ノ二人ハ其土地ノ
住居ノモノニシテ偏
愛ナキ人ヲ積リヲ為スヘシ此ノ一人ハ即
チ免税出願ノモノヨリ撰擧シ一人ハ其損
失ノ檢見ヲナス官員ヨリ之ヲ撰擧スヘシ
若シ災害ノ為メ此ノ代官ノ支配中カ或ハ
税區中一般ノ損失トナルキハ彼ノ近隣代
官ノ支配中或ハ税區中ヨリ二人ヲ撰擧ス

ヘシ若シ此ノ積リ人損失ノ高ニ於テ不同
意ノ時ハ中立積リ人一人ヲ撰擧スヘシ此
ノ人ハ兼テ積リ方ヲ勤メル為メ郡ノ裁判
所ニテ一年ツノ交番ヲ以テ用意シテル
モノナリ此ノ用意人ニ而シテ右ノ積リ人
三人ハ同裁判所ニ於テ此ノ免税法ニ隨テ
誓詞ヲ為スヘシ

第七條

此ノ積リノ當リハ第二條ニ隨テ四分ノ一
即チ八分ノ二ヨリ以上次第ニ八分ノ一ツ

、ニ積リ上ケテ之ヲ定ムヘシ渾テ四分ノ
一ヨリ以下ノ損失ハ税ヲ免セス以上ハ全
クノ損失ヲ免稅ノ極度トス若シ本年ノ災
害翌年ニ響クアレハ別ニ之ヲ積ルヘシ
若シ又一年間ニ種々ノ災害アリテ其損失
八分ノ八ヨリ多ケレハ其餘ノ分ハ翌年
ニ分割シテ税ヲ免スヘシ

第八條

若シ損失出願ノ上兼テ申付ケ置キル官
吏ニ於テ檢見ヲ惰ルアレハ其損失ニダ

ルモノ、害トナラサル様ニス、レモ此
ノ急情ノ為メニ政府ノ失費トナレハ其
官吏ヨリ之ヲ償フヘシ故ニ事ノ決定スル
迄ハ必ス其年ノ収税ヲ猶豫スヘシ

第九條

檢見并ニ積リ方ノ覺書ハ積リ人ノ姓名ヲ
記載シ而シテ檢見及ヒ積リ方既濟シタル
証據ノ為メニ渾テ一地面毎ニ出會ノ人ヨ
リ覺書ノ末ニ其姓名ヲ記スヘシ

第十條

積リ人此ノ規則ニ隨テ損失高積リ濟ノ後
ハ出願スヘカラス

第十一條

地頭ニ於テ第二條ノ通り免税ヲ願フモノ
ハ其年中ニ代官或ハ稅官へ出願スヘシ其
期限過キ去ルキハ出願スヘカラス

第十二條

渾テ免税ノ願ハ無稅無入費ノ調ヘヲナス
ヘシ

第十三條

渾テ代官稅官ノ官員ハ檢見ニ就テ政府ヨ
リ別段ノ手當ナシ而シテ訴願人ノ損失第
二條ノ通り調ヘノ上ニ於テ八分ノ一當ル
キハ政府ヨリ調ヘ方其他ノ費用ヲ出スヘ
シ若シ八分ノ一ヨリ以下ニ當ルキハ願人
ヨリ此ノ費用ヲ償フヘシ

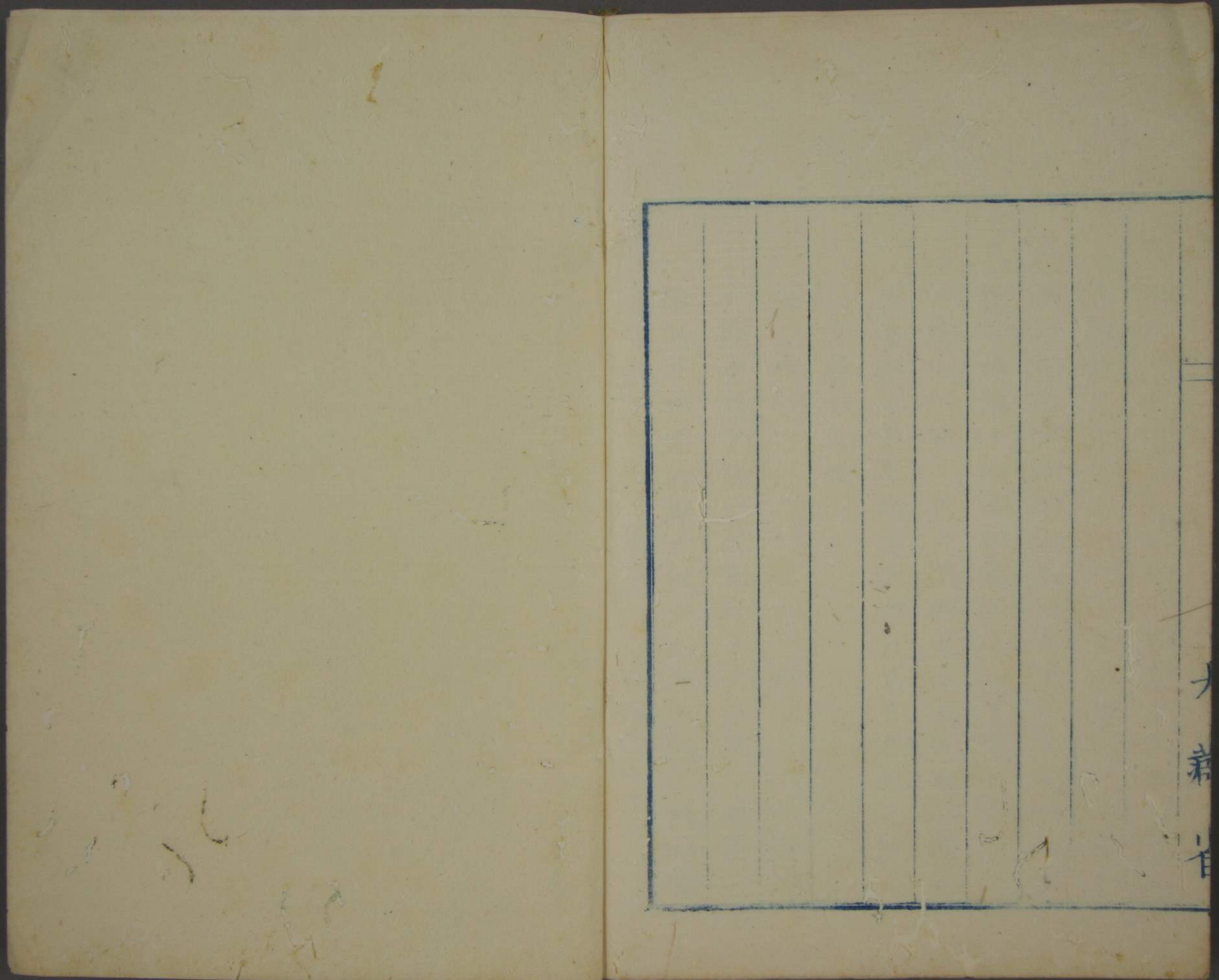
第十四條

此ノ法施行ノキハ政府ノ新聞ヲ以テ布告
シ毎年諸方ニ於テ免稅トナル分ハ其區ノ
新聞ヲ以テ告知スルモノナリ代官或ハ稅

官ヨリ町役人或ハ村役人へ免稅ノ明細書
ヲ渡シテ見閲ヲ欲スルモノ、用ニ供スヘ
シ

第十五條

大藏省ニ於テ此ノ法施行方ヲ委任ス尤モ
ライン川郡ノ外ハ關係ナシトス此ノ法ハ
國ノ新聞ヲ以テ布告スルモノナリ
千八百三十四年七月一日^ミニ^セシ^地ニ^於
テ詔命アリ



大
新
書

